

衆議院法務委員会

——30時間のアリバイ作りだけ?——

5月19日9:00から始まった衆議院法務委員会は午後1時に強行採決で共謀罪(テロ等準備罪)を成立させ衆議院へ送付。自民党・公明党・日本維新の会の間で段取りを決めた出来レースのような30時間ありきの委員会でした。

土屋(自民党)吉田(公明党)委員は「監視社会と批判するが、監視カメラも当初反対もあったが今では国民が慣れてきている」「法務省には53000人の職員がいる。大臣は其の職員と一緒に仕事しているのだから大臣だけに質問し回答させるのはオカシイ」「予備罪では要件が厳しすぎるので条約を批准できないでしょう?」と法案に対する与党の考えを一方的に質するだけ。最後に法務委員でもない日本維新の会の丸山議員に「30時間もやっているのだから十分議論した」と言わせしめる茶番。そして強行的に採決に持っていく4時間の委員会でした。

民進・共産・無所属の委員からの質問に対してまともに答えない金田法務大臣。ただただ一貫して「一般の市民の方々は対象にならない」「違法行為を目的とする組織的犯罪集団を対象とする法案であり接点もない一般の方々を対象とはしません」と語るだけで質問の内容に具体的に答えない。277の犯罪を一般市民の合唱グループが話し合っても対象にならないのだろうか?

しかし警察官僚は「警察法の捜査は“公共の安全と秩序の維持のため”に情報収集し捜査するのです」と語り、一般の人々を対象外にするとは一回も答弁しなかった。この食い違いを食い違いと感じない与党議員(食い違いがあるのかないのかすら考えもしないのか?)。

山尾委員が自民党が出している説明書の中の「テロ集団が水道水に毒を入れようと準備することに対して現行の法律では対応できない。だからテロ等準備罪が必要」を事例として提示して「現行法の予備罪で対応できるのでは?」と問うと金田法相は「予備罪は成立しない」と答えた。が山尾委員から刑法学者が予備罪が成立すると説明しているがと言われると「予備罪が成立しない場合もある」とそ-とその答弁を変えてしまうメチャクチャぶり。

又「この水道水の中に毒を入れる事案がテロ等準備罪の立法事実か?」と問うと金田法相は「立法事実は国際組織犯罪防止条約です」とトンチンカンな答弁。立法事実も立法根拠も滅茶苦茶。ならば「自民党の説明文は問題なのでは?」と問えば口をつぐむだけ。

更に、テロ等準備罪は「合意の推進行為である実行準備行為がないと合意だけでは処罰されない」といかにも厳格に制限しているかのように言うが「実行行為は単なるオーバートアクトです」「要件が厳格な予備行為ではありません」と何のためらいもなく答弁。話し合っただけで罪になる計画罪に対して全く歯止めにならないことに気がつかない?あえて論理的破綻を感じないように答弁しているようでした。

日本の刑法体系を根本からひっくり返す法案であり国民一人一人の自由な言論・思想・活動をつぶしてしまう共謀罪(テロ等準備罪)を何の悩みもなく積極的に強行採決してしまうような国会議員は自づからの行為が民主主義・国民主権を否定する行為であることが解っているのだろうか?・・・ポストトゥルースはトランプ現象の中だけでなく日本ではすでに4年前から始まっているのです。



《5/19 委員会傍聴報告》